



# RBA

SINGAPORE • HONG KONG • THAILAND • VIETNAM

## ベトナム投資ガイド

INVESTING IN *VIETNAM*

## ベトナム: 戦略的投資拠点

世界経済の構造が急速に変化するなか、ベトナムは今、外国人投資家にとって極めて魅力的な市場として高い注目を集めています。熟練した労働力と、幅広い国際貿易協定ネットワークを背景に、ベトナムはグローバル経済における重要なハブとして確固たる地位を築いています。

本ガイドでは、ベトナムの投資魅力を支える主要な要素（投資環境の整備、行政手続きの効率化、外資系企業への優遇制度）を解説します。

ベトナムは出資、株式取得、経済特区での新規事業展開など、多様な投資スキームを通じて、各投資家の戦略やビジョンに合わせた柔軟な投資機会を提供しています。

ベトナムはもはや「新興国市場」にとどまりません。持続的な成長基盤と安定したビジネス環境を兼ね備えた、将来性豊かな戦略的投資拠点です。

# RBA

## 目次

1. ベトナム投資の魅力 .....	5
2. 外国投資の法的枠組み .....	6
3. 行政機関と管轄権限 .....	7
4. 投資形態と条件 .....	8
4.1. 投資形態 .....	8
4.2. 投資条件 .....	9
5. 事業分野の区分 .....	9
5.1. 投資禁止分野 .....	9
5.2. 条件付き事業分野 .....	10
5.3. 外国投資家に対する市場参入条件付き事業分野 .....	10
5.4. その他の事業分野 .....	10
6. 市場参入条件 .....	11
6.1. 概要 .....	11
6.2. 具体なリスト .....	11
7. 投資方針承認 .....	11
7.1. 国会による承認 .....	11
7.2. 首相による承認 .....	12
7.3. 省人民委員会による承認 .....	13
8. 投資優遇措置 .....	14
8.1. 投資優遇措置の対象 .....	14
8.2. 投資優遇措置の形態 .....	14
9. 経済特区・工業団地と関連要件 .....	15
10. 企業形態の種類と設立手続 .....	16

# RBA

10.1.	外資系企業（Foreign-Invested Enterprises, “FIE”）の定義 .....	16
10.2.	代表的な企業形態 .....	17
10.3.	設立手続および所要期間.....	18
11.	投資家保護メカニズム .....	18
11.1	資産保有の保証 .....	18
11.2	事業活動に関する保証 .....	18
11.3.	海外送金権の保証 .....	19
11.4.	法改正時の事業保証 .....	19
11.5.	事業投資活動における紛争解決.....	20
12.	外国人労働者制度 .....	20
12.1.	外国人雇用枠（クォータ） .....	20
12.2.	採用手続の簡素化（新政令による変更点） .....	20
12.3.	労働許可免除の対象 .....	21
12.4.	労働許可の証明および有効期間.....	22
12.5.	外国人の社会保険制度（2025年改正） .....	22
13.	外為管理制度.....	23
13.1.	直接投資資本口座（DICA）の取扱い .....	23
13.2.	間接投資資本口座（IICA）の取扱い .....	23

# RBA

## 1. ベトナム投資の魅力

ベトナムは、投資および経済発展の観点から多くの利点を備えた魅力的な投資先です。特に、競争力のある高い技能を持つ労働力を有し、さらに多国間および二国間の自由貿易協定を積極的に締結していることから、グローバル経済の中で確固たる地位を築いています。

世界的な経済環境が変化する中でも、ベトナムの輸出入活動は堅調に推移しています。電子機器、繊維製品、農産物といった主要産業では、国際市場で依然として高い需要を維持しており、ベトナム税関局（Department of Customs）の統計でも、その力強い貿易動向が確認されています。

特に、**外資系企業（Foreign-Invested Enterprises : FIE）**の輸出入取引は、ベトナム全体の輸出入総額において非常に重要な役割を果たしています。同国の主要な貿易相手国には、アメリカ合衆国、欧州連合（EU）、中国、ASEAN 加盟国などが含まれ、その貿易パートナーシップの多様性が経済成長をさらに後押ししています。

ベトナムは世界貿易機関（WTO）の加盟国として、世界各国および地域と数多くの自由貿易協定（FTA）を締結しています。これらの協定は、輸出入関税の削減や投資促進、市場アクセスの拡大などを通じて、外国投資家に対して魅力的で開かれた事業環境を提供しています。

締結済みの主な協定には、以下が挙げられます：

- ASEAN 自由貿易協定（AFTA）
- 日越経済連携協定（VJFTA）
- チリ・ベトナム自由貿易協定（VCFTA）
- 韓越自由貿易協定（VKFTA）
- ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定（VN-EAEU FTA）
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的協定（CPTPP）
- EU・ベトナム自由貿易協定（EVFTA）
- 英越自由貿易協定（UKVFTA）

これらの協定を通じて、ベトナムはアジア太平洋地域の中心的な経済拠点として、製造・貿易・投資の各分野で国際的なプレゼンスを高めています。

さらに、ベトナムはこれまでに 80 を超える国々と「二重課税防止および租税回避防止協定」を締結しており、投資家の所得税上の権益を保護し、二重課税のリスクを回避しています。この広範な条約ネットワークは、外国投資家に対し、予見可能で安定した税務環境を提供し、投資先としての信頼性を大きく高めています。

自由貿易協定と租税条約の双方が連携することで、ベトナムはアジアの中でも極めて開放的かつ国際競争力の高い経済圏を形成しており、製造・物流・サービス・ハイテク産業など、多様な分野における投資の拡大が期待されています。

# RBA

以上の要素が相互に作用することで、ベトナムは単なる新興市場ではなく、長期的かつ持続的な成長を支える投資基盤としての地位を確立しています。政治・社会の安定、優れた地理的条件、国際的な貿易連携、そして投資優遇制度の整備を背景に、ベトナムは今後も世界の投資家にとって極めて有望な経済拠点であり続けるでしょう。

## 2. 外国投資の法的枠組み

ベトナムでは、外国投資およびM&A取引に関する法制度が年々整備されており、外国投資家がより明確で安定した法的基盤のもとで事業を展開できる環境が整いつつあります。

外国投資を支える主要法令には、投資法（Law on Investment）、企業法（Law on Enterprises）、証券法（Law on Securities）、労働法典（Labor Code）などがあり、それぞれが外国投資に関する法的枠組みを構築しています。

とりわけ「投資法」と「企業法」は、外国投資活動を規定する中心的な法律です。外国投資家は、投資内容や事業分野に応じて、これらの法律に加え、関連する業種別の法令にも従う必要があります。投資法は、ベトナム国内外における事業投資活動を規定する基本法であり、主に以下の内容を定めています。

投資法は、ベトナム国内外の事業投資活動を規定する基本法であり、次のような内容を定めています：

- 事業投資に関する国家の基本方針
- 投資可能・制限・禁止産業の明確な区分
- 外国投資家の市場参入条件（Market Access Conditions）
- 投資保証制度、優遇措置および支援策

この法律では、投資登録証明書（Investment Registration Certificate：IRC）の発行・変更・取消手続きや、国家機関による投資方針承認（Investment Policy Approval：IPA）の要件なども詳細に定められています。国会、首相、省人民委員会がそれぞれの権限に基づき承認を行うことで、投資活動の透明性と責任の所在を明確にしています。

さらに、海外投資（オフショア投資）についても、オフショア投資登録証明書（Offshore Investment Registration Certificate）の発行および変更・取消手続きが規定されており、ベトナム企業が海外進出する際の法的枠組みも整備されています。

近年の外国投資法制の特徴として、「行政手続きの簡素化」と「デジタル化の推進」が挙げられます。従来複雑だった承認・登録プロセスは段階的に合理化され、ワンストップサービス方式によるオンライン申請や電子署名制度が導入されました。

ベトナム政府は、外国投資家に対して「国民待遇（National Treatment）」の原則を採用しており、国内企業と同等の権利・義務を保障しています。

# RBA

特に投資保証制度では、合法的に保有する資産の国有化や行政没収を禁止し、国家が公共目的で資産を収用する場合には、適正かつ公正な補償を義務付けています。

また、外国投資家は投資内容や事業分野に応じて、法人税の減免、輸入関税の免除、土地使用料の優遇、加速償却など、さまざまな税制・財政的インセンティブを受けることができます。これらの優遇措置は、政府が掲げる産業発展・地域振興・環境保護などの政策目標に沿うプロジェクトに対して適用されます。

外国投資家が投資を行う際は、次の点に留意する必要があります：

- (1) 事業分野が「禁止」「条件付き」「自由」のいずれに分類されるかを確認すること
- (2) 該当する場合には投資方針承認（IPA）を取得した上で投資登録証明書（IRC）を申請すること
- (3) 企業設立後に企業登録証明書（ERC）を取得すること
- (4) 土地法、税法、労働法、環境法など、関連する複数の法令を適切に遵守すること

これらの法制度は、外国投資家に法的安定性と予見可能性を提供するだけでなく、政府による投資活動の管理・監督を効率化するための基盤にもなっています。

ベトナムの外国投資法制は国際基準に沿って進化を続けており、「行政の透明化」「手続きの簡素化」「投資家保護の強化」を三本柱としています。総じて、ベトナムの外国投資法的枠組みは、整合性と柔軟性を兼ね備えた、安定的で信頼性の高い制度体系です。外国投資家にとって、明確な手続き、公正な保護、多様な優遇措置のもとで、長期的な事業展開を安心して計画・実現できる環境が整っています。

### 3. 行政機関と管轄権限

ベトナム財務省（Ministry of Finance : MOF）は、外国投資に関する政策全体を統括する中央行政機関です。MOF は、関連法令の起草や政策立案、ガイドラインの策定、関係当局との調整など、外国投資において中核的な役割を担っています。また、大規模または戦略的に重要な外国投資プロジェクトに対しては、承認およびライセンス発給の権限を持っています。本省はハノイに本部を構え、ホーチミン市には南部代表事務所を設置しています。

各都市や省の人民委員会（People's Committee）は、管轄地域内での外国投資活動の運営・管理を担当しています。中小規模のプロジェクトについては、人民委員会が直接ライセンスを発給する場合もあります。特に外国投資が活発な都市では、人民委員会の下にある財務局（Department of Finance : DOF）が重要な役割を果たしており、特別区以外の投資案件に関するライセンス発給を担当しています。また、企業設立登録証（Enterprise Registration Certificate : ERC）の発行は、DOF のみが行うことができます。

一方で、特別経済区などの特区内に所在する企業は、MOF または特区管理委員会のいずれによってライセンスが発給された場合でも、特区管理委員会の管轄下に置かれます。そのため、企業は政府および MOF の一般的な規定に加えて、輸出入や環境基準、労働法など、特区独自のルールにも従う必要があります。

# RBA

ます。こうした特区では、行政手続きがより迅速に進む傾向があり、インフラ設備も一般地域に比べて充実しています。

また、特定の産業分野においては、専門省庁が外国投資に関与するケースもあります。たとえば、**科学技術省（Ministry of Science and Technology : MOST）**は、ハイテク産業分野における外国投資政策の策定を担当しています。MOFは、事業ライセンスの承認前に、これらの専門省庁の意見を参考にすることもあります。

## 4. 投資形態と条件

### 4.1. 投資形態

投資法に基づき、外国投資家は以下のいずれかの形態によりベトナムで投資を行うことができます：

1. 経済組織の設立による投資
2. 出資、株式取得、または持分取得による投資
3. 投資プロジェクトの実施による投資
4. 事業協力契約（Business Cooperation Contract : BCC）に基づく投資
5. 政府が定める新たな投資形態または新しい経済組織形態による投資

このうち、外国投資家が一般的に採用している代表的な投資形態は次の2つです：

1. 経済組織の設立（Enterprise Incorporation）
2. 出資、株式取得、または持分取得による投資（Share Purchase）

いずれの形態を選択する場合でも、外国投資家は市場参入に関する条件（Market Access Conditions）を満たす必要があります。市場参入条件の詳細については、第6節を参照してください。また、経済組織の設立（Enterprise Incorporation）に関する詳細は、第10節で詳しく説明します。

外国投資家は、既存の経済組織に対して出資や株式・持分を取得することで資本参加することができます。具体的な投資方法は以下のとおりです：

1. **株式公開（IPO）**を通じた株式取得、または既存株式会社による新株発行の引受け
2. 有限責任会社またはパートナーシップへの出資
3. その他の経済組織への出資

さらに、外国投資家は次の4つの方法で対象企業の株式または持分を取得することが可能です：

1. 株式会社またはその株主から株式を直接取得する方法
2. 有限責任会社の既存メンバーから持分の一部を譲り受け、新たなメンバーとなる方法
3. パートナーシップの既存出資者から出資持分を取得し、同社の出資メンバーとなる方法
4. 上記以外の経済組織において、既存メンバーから持分を取得するその他の方法

# RBA

外国投資家は、これらの投資形態を選択する際、以下の条件を同時に満たす必要があります：

1. 対象企業の登録資本金における所有比率（持株比率）に関する制限
2. 投資活動の事業範囲、ベトナム側パートナーの関与の有無
3. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約等に基づくその他の条件

これらの規定は、ベトナム市場における透明性と公平性を確保し、外国投資家が長期的な視点で安定的に事業を展開できるよう設計されています。

## 4.2. 投資条件

外国投資家がベトナムにおいて投資を行う場合、原則として、ベトナム国内投資家と同一の投資条件が適用されます。ただし、投資法またはベトナム社会主義共和国が締結・加盟する国際条約において別途規定がある場合は、その定めが優先されます。

投資法の規定により、外国投資家がベトナムで投資を行う際には、次の条件を満たす必要があります：

1. 外国投資家に適用される市場参入条件（Market Access Conditions）
2. 投資形態に関する条件
3. 事業活動の範囲
4. 投資活動に参加するベトナム側パートナー（該当する場合）
5. その他、法令および国際条約で定められる条件

## 5. 事業分野の区分

一般的に、投資法の下で規定される事業分野は、以下の4つのカテゴリーに分類されます：

- 投資禁止分野（Prohibited business lines）
- 条件付き事業分野（Conditional business lines）
- 外国投資家に対する市場参入条件付き事業分野（Business lines with market approach conditions for foreign investors）
- その他の事業分野（Remaining business lines）

### 5.1. 投資禁止分野

以下の事業分野については、外国投資家を含むすべての投資活動が禁止されています：

1. 麻薬の取引・製造に関する事業

# RBA

2. 禁止化学物質および禁止鉱物に関する事業
3. 自然界から採取された野生動植物の標本、森林動物や希少・貴重な森林植物の標本の取引に関する事業
4. 売春関連事業
5. 人身売買、組織・臓器・胎児・遺体などの取引
6. 無性生殖（asexual human reproduction）に関する事業活動
7. 花火・爆竹の販売・取引
8. 債権回収サービス業（Debt recovery business services）
9. 国家の宝物（National treasures）の取引
10. 古美術品および文化財の輸出取引

## 5.2. 条件付き事業分野

条件付き事業分野とは、関連法令により、企業がその投資活動および事業運営の全期間にわたり特定の条件を完全に満たすことを求められる事業分野を指します。これらの条件は、国家防衛、安全保障、社会秩序、公的安全、社会倫理、または公衆衛生の確保を目的として設けられています。

## 5.3. 外国投資家に対する市場参入条件付き事業分野

国会の法律および決議、国会常務委員会の条例および決議、政令、ならびにベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に基づき、政府は外国投資家に対して市場参入が制限される産業・業種の一覧を公表します。このリストは次の2つのカテゴリーで構成されます：

1. 市場参入がまだ認められていない産業・業種
2. 市場参入が特定条件付きで認められる産業・業種

市場参入条件の詳細については、第6章にて規定されます。

## 5.4. その他の事業分野

上記のいずれのカテゴリーにも該当しない事業分野については、外国投資は原則として認められます。ただし、これらの分野は、世界貿易機関（WTO）におけるベトナムの約束（WTO Commitments）、その他の国際条約、ならびに該当分野を管轄する個別法の規定に従う必要があります。

## 6. 市場参入条件

### 6.1. 概要

市場参入条件の内容は、以下の要素で構成されています：

1. 外国投資家が経済組織において保有する出資持分比率（いわゆる「株式保有比率/shareholding ratio」）
2. 投資の形態
3. 投資活動の範囲
4. 投資活動に参加する投資家およびパートナー（当事者）の能力
5. その他の条件（国会の法律・決議、国会常務委員会の条例・決議、政府の政令、ならびにベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に基づくもの）

### 6.2. 具体的なリスト

さらに、政府は市場参入に関連する以下のリストを公表しています：

1. 外国投資家が市場参入を認められていない事業分野のリスト（現在 25 分野）
2. 市場参入が条件付きで認められている事業分野のリスト（現在 59 分野）
3. 外国投資企業（FIEs）が特別な投資優遇措置を受ける対象となる事業分野のリスト（現在 33 分野）
4. 外国投資プロジェクトが投資優遇措置を享受できる事業分野のリスト（現在 67 分野）
5. 外国投資プロジェクトが投資優遇措置を享受できる地域のリスト（現在 55 地域）

## 7. 投資方針承認

外国投資家が以下のプロジェクトに投資する場合、国会（National Assembly）、首相（Prime Minister）、または省人民委員会（Provincial People's Committee）のいずれかから**投資方針承認（Investment Policy Approval : IPA）**を取得する必要があります。

### 7.1. 国会による承認

以下の投資プロジェクトは、法令により国会からの IPA 取得が義務付けられています：

1. 環境に重大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある投資プロジェクト（原子力発電所を含む）および以下の土地利用転換を伴うもの：

# RBA

- 特殊用途林 (special-use forest land)、上流防護林 (upstream protective forest)、または国境防護林 (border protection forest) 50 ヘクタール以上
  - 風害・飛砂・潮害防止などの目的で設定された防護林 500 ヘクタール以上
  - 生産林 (productive forest) 1,000 ヘクタール以上
2. 2期作以上の湿地稲作地 500 ヘクタール以上の用途転換を伴うプロジェクト
  3. 移転・再定住が必要なプロジェクトで、山岳地帯において 2 万人以上、またはその他の地域で 5 万人以上の住民が対象となるもの
  4. 国会による特別なメカニズムまたは政策の決定を要する投資プロジェクト

## タイムライン (手続期間)

1. 申請書類は財務省 (MOF) に提出
2. MOF は、受理後 15 日以内に国家評価評議会 (State Appraisal Council) 設立のための報告を首相に提出
3. 評議会は設立日から 90 日以内に評価を実施し、政府へ報告書を提出
4. 政府は国会開会の 60 日前までに申請書を国会審査機関へ送付
5. 国会はこれを審議し、投資方針承認 (IPA) の決議を採択

## 7.2. 首相による承認

以下の投資プロジェクトは、法令により首相からの投資方針承認 (IPA) を取得することが求められます：

1. 資金源の如何を問わず、次のいずれかに該当するプロジェクト：
  - 賭博・カジノ関連事業 (ただし外国人向け電子遊戯は除く)
  - 特別国家遺産として世界遺産リストに登録されている遺跡の保護区 I に該当するもの
  - 原子力発電所に関するプロジェクト
2. 外国投資家による以下の分野のプロジェクト：
  - 通信インフラを伴う電気通信サービス業
  - 造林、出版、報道分野
3. その他、法令により首相権限での投資方針承認または投資決定が必要とされるプロジェクト

## タイムライン（手続期間）

1. 申請書類は財務省（MOF）に提出
2. MOF は関係省庁に意見照会を行い、40 日以内に評価を実施
3. 評価報告書を首相に提出
4. 政府は国会開会の 60 日前までに申請書を国会審査機関へ送付
5. 首相は審査を経て投資方針承認（IPA）を発行

## 7.3. 省人民委員会による承認

以下の投資プロジェクトは、省人民委員会からの投資方針承認（IPA）を取得する必要があります：

1. 国家による土地の割当・賃貸・用途転換を競売・入札を経ずに申請するプロジェクト（ただし、家族世帯または個人による土地割当・賃貸で、委員会の書面承認を要しない場合を除く）
2. 住宅開発（販売・賃貸・リース販売）および都市開発プロジェクト（土地規模・人口規模を問わず）または文化遺産法に基づき、国家・特別国家遺産に指定された遺跡の保護区 I または II に属するもの（世界遺産保護区を除く）
3. ゴルフ場の建設・運営プロジェクト
4. 外国投資家または外国投資経済組織による、島嶼部・国境地域・沿岸地域・国家防衛安全保障に関わる地域でのプロジェクト
5. 工業団地、輸出加工区、デジタル技術集積区のインフラ建設・運営プロジェクト
6. 特別港湾または第 I 級港湾の埠頭・港湾区域の建設プロジェクト
7. 移転・再定住を要するプロジェクト（山岳地域で 1 万人以上、その他地域で 2 万人以上）
8. 空港・飛行場の新設、滑走路、国際旅客ターミナル、年間 100 万トン以上の貨物ターミナル建設プロジェクト
9. 旅客航空輸送事業に関する新規投資プロジェクト
10. 石油およびガスの精製・加工事業プロジェクト

## タイムライン（手続期間）

1. 有効な申請書を受理後、投資登録機関（Investment Registration Authority）が 25 日以内に評価報告書を作成し、省人民委員会へ提出
2. 委員会は報告書を審査し、7 営業日以内に投資方針に関する決定を発行

## 8. 投資優遇措置

外国企業が投資優遇措置の対象となる産業または業種に投資する場合、国内企業と同様の投資優遇措置を受けることができます。

### 8.1. 投資優遇措置の対象

投資優遇措置の対象となる事業体は、以下のとおりです：

1. 政府が公布する優遇投資産業・業種リストに記載された分野における投資プロジェクト
2. 政府が公布する優遇投資地域リストに記載された地域に所在する投資プロジェクト
3. 資本金規模 6,000 億ベトナムドン (VND) 以上の投資プロジェクトであり、かつ、**投資登録証明書 (Investment Registration Certificate : IRC)** または投資政策承認書 (Investment Policy Approval : IPA) の発行日から3年以内に、少なくとも 6,000 億 VND が実際に支出されるもの。  
さらに、以下のいずれかの基準を満たすものとする：
  - 当該プロジェクトが売上を計上した年から起算して 3 年後までに、年間総売上高が 1 兆 VND 以上に達していること
  - 3,000 人を超える従業員を雇用していること
4. 社会住宅建設プロジェクト、農村地域に所在し 500 人以上を雇用するプロジェクト、または障がい者雇用促進法に基づき障がい者を雇用するプロジェクト
5. ハイテク企業、科学技術企業、科学技術機関、または技術移転法に基づき奨励技術の移転を行うプロジェクト。また、技術インキュベーター、科学技術企業インキュベーター、および環境保護法に基づき環境保全に資する技術・設備・製品・サービスを提供する企業も対象
6. 革新的スタートアップ投資プロジェクト、イノベーションセンター、および研究開発センター (R&D センター)
7. 中小企業支援分野における投資 (いずれも「中小企業支援法」の規定に基づくもの)：
  - 中小企業の製品流通チェーンの商業運営への投資
  - 中小企業を支援する技術拠点・施設の商業運営への投資
  - 中小企業インキュベーターの商業運営、および創造的スタートアップ中小企業を支援するためコワーキングスペースの商業運営への投資

### 8.2. 投資優遇措置の形態

投資優遇措置の形態は、次のとおりです：

1. **法人所得税 (CIT)** に関する優遇措置：一定期間または投資プロジェクト全期間にわたり、通常税率より低い法人税率を適用すること、および法人税法に基づく税の免除・減免その他の優遇措置が含まれる。

# RBA

2. 輸入関税の免除：固定資産形成のために輸入される機械・設備などの財、または生産に使用される原材料、資材、部品に対し、輸出入税法に基づく免税措置が適用される。
3. 土地関連費用の免除または減免：土地使用料、地代、土地使用税の免除または減免が適用される。
4. 加速償却および損金算入額の増加：課税所得の算定において、減価償却の加速および控除可能費用の増額が認められる。

投資優遇措置は、新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに適用されます。各優遇措置の具体的な水準は、税法、会計法、土地法の規定に従うものとします。

以下の投資プロジェクトには、投資優遇措置は適用されません：

1. 鉱物資源の採掘プロジェクト
2. 特別消費税法（Law on Special Consumption Tax）に基づき課税対象となる商品・サービスの製造または取引を行うプロジェクト（ただし、自動車、航空機、ヨットの製造プロジェクトは除く）
3. 商業用住宅建設プロジェクト（住宅法に基づく）

投資優遇措置は、投資家のプロジェクト実施結果に基づき、一定期間適用されます。投資家は、優遇措置の適用期間を通じて、法令により定められた要件を継続的に満たす必要があります。

## 9. 経済特区・工業団地と関連要件

ベトナムには、「工業団地（Industrial Zone）」および「経済特区（Economic Zone）」の2つの主要な投資区域が設けられています。これらは、産業集積の促進、経済発展、投資誘致を目的として整備された地域であり、いずれも法令に基づき特別な優遇措置を受けることができます。

### 1. 工業団地（Industrial Zone）

工業団地とは、明確に区画された地理的範囲を持ち、工業製品の生産および生産関連サービスの提供に特化した区域を指します。

工業団地には、以下のような複数のタイプがあります：

- 一般工業団地（Industrial Zones）
- 輸出加工区（Export Processing Zones）
- 支援産業団地（Supporting Industrial Zones）
- 専門産業団地（Specialized Industrial Zones）
- 環境配慮型（エコ）産業団地（Ecological Industrial Zones）
- ハイテク産業団地（High-Tech Industrial Zones）

# RBA

これらの工業団地は、「社会経済的条件が困難な地域」として分類され、投資法に基づき、当該地域に適用される投資優遇措置の対象となります。

## 2. 経済特区 (Economic Zone)

経済特区とは、明確に区画された地理的範囲を有し、複数の機能区域 (functional areas) で構成される地域を指します。これらの地域は、投資誘致、社会経済発展、国防および安全保障の確保といった目的のために設立されます。

経済特区には、次のような種類があります：

- 沿岸経済特区 (Coastal Economic Zones)
- 国境経済特区 (Border-Gate Economic Zones)
- 専門経済特区 (Specialized Economic Zones)

経済特区は、「特に社会経済的条件が困難な地域」として分類され、投資法に基づき、該当地域に対する特別優遇措置の適用を受けることができます。

工業団地および経済特区内で投資プロジェクトを実施する投資家は、投資・企業設立、土地使用、建設、環境、労働、商業に関する行政手続について、権限を有する国家機関からの包括的支援を受けることができます。

これらの手続きは「ワンストップ・オンサイト方式 (single-door and onsite mechanism)」により処理され、行政手続の効率化と迅速な事業開始が実現されています。

また、プロジェクト実施段階においても、労働者の採用支援や関連業務の調整など、事業運営に関する幅広いサポートを受けることが可能です。

## 10. 企業形態の種類と設立手続

### 10.1. 外資系企業 (Foreign-Invested Enterprises : FIE) の定義

外国投資家は、投資の性質および規模に応じて、ベトナム国内でさまざまな形態の事業体を設立することができます。

ベトナムに設立された企業は、以下のいずれかの条件を満たす場合、外国投資企業 (Foreign-Invested Enterprise : FIE) とみなされます：

1. ベトナム国外で設立された企業または外国投資家が、当該企業の出資持分 (チャーターキャピタル) の 50% を超えて保有している場合 (パートナーシップの場合は、構成員の過半数が外国人パートナーである場合を含む)
2. 上記 (1) に該当する FIE が、その企業の出資持分の 50% を超えて保有している場合

# RBA

3. 外国投資家および上記(1)に該当するFIEの双方で、合計して50%を超えて出資持分を保有している場合

上記の持分比率は、企業が外国投資企業（FIE）に分類されるか否かを判断するための基準として用いられるものであり、企業法（Law on Enterprises）に基づく議決権や会社の経営支配権を付与するものではありません。言い換えれば、50%を超える出資を保有していても、企業法上、自動的に会社の完全な支配権が認められるわけではありません。

## 10.2. 代表的な企業形態

現在、外国企業は以下の形態での設立が認められています：

- (i) ベトナム国内における駐在員事務所または支店の設立
- (ii) ベトナム法に基づいて認められた形態による外国投資資本を有する企業の設立

駐在員事務所および支店は、「企業法（Law on Enterprises）」上の企業（enterprise）の定義には該当せず、その設立および運営は主に「商法（Commercial Law）」により規定されています。外国企業がこれらを設立する場合、企業設立に必要なIRC（投資登録証明書）およびERC（企業登録証明書）ではなく、設立ライセンス（Establishment License）の申請が求められます。

一方、外国投資家が企業を新たに設立する場合は、ベトナム国内での登記申請に先立ち、必ず投資登録証明書（IRC）を取得する必要があります。外国投資家が設立できる企業形態は、主に以下のとおりです：

- 有限責任会社（Limited Liability Company）
- パートナーシップ（Partnerships）
- 株式会社（Joint Stock Company / Shareholding Company）

このうち、ベトナムにおいて最も一般的な企業形態は以下の3種類で：

### (i) 単一メンバー有限責任会社（Sole-member LLC）

1つの法人または個人によって所有される企業形態です。この形態の会社は、株式会社へ転換する場合を除き、株式を発行することは認められていません。

### (ii) 複数メンバー有限責任会社（Multiple-member LLC）

2名から50名までの法人または個人が出資して設立する企業形態です。出資者（メンバー）は、会社に対する債務その他の財産上の義務について、自らの出資額の範囲内で責任を負います。ただし、登録資本金を全額払い込んでいない場合はこの限りではありません。

# RBA

単一メンバー有限責任会社と同様に、株式の発行は認められていません（ただし、株式会社へ転換する場合を除く）。なお、債券の発行は企業法および関連法令に基づき可能であり、私募債の発行については企業法の規定に従う必要があります。

## (iii) 株式会社 (Joint Stock Company)

3名以上の法人または個人によって構成される企業形態であり、株主数に上限はありません。株式会社は、株式、社債、その他の有価証券を発行する権利を有しています。

## 10.3. 設立手続および所要期間

投資登録証明書（IRC）を取得した後、投資家はベトナムにおける会社設立手続を開始することができます。その一般的な所要期間は以下のとおりです：

1. 国内資本のみで設立される現地企業：3～5 営業日
2. 外国投資による中小規模のクリエイティブ・スタートアップ企業およびスタートアップ投資ファンド：3～5 営業日
3. 投資方針承認（IPA）の対象外となる外国投資企業：おおむね1～6か月（事業分野により異なる）
4. 投資方針承認（IPA）の対象となる外国投資企業：少なくとも2か月（事業分野および投資プロジェクト内容により異なる）

## 11. 投資家保護メカニズム

### 11.1 資産保有の保証

1. 投資家が所有する合法的な資産は、行政措置によって国有化または没収されることはありません。
2. 国家が、国防・安全保障上の理由、国家利益のため、緊急事態の発生時、または自然災害の防止・対応のために投資家の資産を強制的に取得または徴用する場合、当該投資家には、資産の強制取得および徴用に関する法律ならびにその他の関連法令に基づき、適正な補償または支払いが行われます。

### 11.2 事業活動に関する保証

国家は、投資家に対して以下のいずれの要件の履行も強制できません：

1. 国内製品や国内サービスの購入または使用を優先すること、または国内生産者からの製品や国内サービス提供者からのサービスの購入・利用を義務づけること。
2. 一定割合での輸出を義務づけること、または輸出可能な製品・サービスの数量、価値、種類、あるいは国内で生産・提供できる製品・サービスを制限すること。

# RBA

3. 輸出額と同等の数量・価値の輸入を義務づけること、または輸出によって得た外貨を輸入のために強制的に自己調達させること。
4. 国内生産品における現地調達率（ローカライゼーション率）の達成を義務づけること。
5. ベトナム国内での研究開発活動において、特定の水準または金額の達成を義務づけること。
6. 特定の地域（国内外を問わず）における製品の供給またはサービスの提供を義務づけること。
7. 所管国家機関の指示に基づき、本社所在地を特定の場所に設置することを義務づけること。

また、社会経済発展の状況および各時期における投資誘致の必要性に基づき、政府首相は、国会または首相の権限に属する投資方針承認（IPA）の対象プロジェクトおよび重要インフラ開発プロジェクトに対し、国家による保証措置の適用に関する決定を行うことができます。

## 11.3. 海外送金権の保証

外国投資家は、法令に基づきベトナム国家に対する財務上の義務をすべて履行した後、以下の資産を海外に送金することが認められます：

1. 投資資本および投資清算によって得られた収益
2. 事業投資活動から得られる収益
3. その他、投資家が合法的に所有する資金および資産

## 11.4. 法改正時の事業保証

新たに公布された法令により、新規またはより高い水準の投資優遇措置が導入された場合、投資家は、その投資プロジェクトが優遇措置を受けられる残存期間において、当該新法令に基づく優遇を享受する権利を有します。ただし、投資法の施行日前に IRC（投資登録証明書）または IPA（投資方針承認）を取得していた投資プロジェクトに対して適用される特別投資優遇措置については、当該規定の適用対象外となります。

新たに公布された法令により、従前よりも低い水準の投資優遇措置が定められた場合、投資家は、投資プロジェクトの優遇措置が適用される残存期間中、従前の規定に基づく投資優遇を引き続き享受することができます。ただし、国防・安全保障、社会秩序および安全、社会的倫理、地域社会の健康、または環境保護を目的とした法令改正については、この保証は適用されません。

投資家が引き続き投資優遇を享受することが認められない場合、以下のいずれか、または複数の**代替措置（Alternative Measure）**による救済が検討されます：

- 投資家が被った実際の損失額を課税所得から控除すること
- 投資プロジェクトの事業目的を変更すること
- 損失の回復に対して国家が支援を行うこと

# RBA

これらの代替措置の適用を受けるためには、投資家は、新法令の施行日から 3 年以内に書面による申請を行う必要があります。

## 11.5. 事業投資活動における紛争解決

1. ベトナム国内の事業投資活動に関するいかなる紛争も、まず協議および和解によって解決することとします。協議または和解が不調に終わった場合は、以下第 2 項から第 4 項の規定に従い、仲裁または裁判所により解決される
2. 国内投資家と外国投資資本を有する経済組織との間の紛争、または国内投資家または外国投資資本を有する経済組織と、所管国家機関との間で生じた、ベトナム領内の事業投資活動に関する紛争は、ベトナム仲裁機関またはベトナムの裁判所によって解決される。ただし、その内容が第 3 項に定める事例に該当する場合を除く
3. 当事者のうち少なくとも一方が外国投資家または外国投資企業（第 10.1 節参照）である投資家間の紛争は、以下のいずれかの機関または組織によって解決される：
  - ベトナムの裁判所
  - ベトナムの仲裁機関
  - 外国の仲裁機関
  - 国際仲裁機関
  - 紛争当事者の合意に基づき設立された仲裁廷
4. 外国投資家と所管国家機関との間で生じた、ベトナム領内の事業投資活動に関する紛争は、契約において別途の合意がある場合、またはベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別段の定めがある場合を除き、ベトナムの仲裁機関または裁判所により解決される。

## 12. 外国人労働者制度

### 12.1. 外国人雇用枠（クォータ）

ベトナム現行法では、外国人従業員に対する雇用枠（クォータ）は設けられていません。しかし、外国人従業員の雇用にあたっては、関連法令を遵守する必要があります。外国人従業員はベトナム国内での雇用期間を通じて、法令上の要件を満たす必要があります。

### 12.2. 採用手続の簡素化（新政令による変更点）

従来、ベトナムで外国人従業員（駐在員）を採用する場合、雇用主はまず、外国人従業員の雇用必要性に関する説明書を管轄当局に提出する必要がありました。しかし、2025 年 7 月 1 日より施行された政令

# RBA

219/2025/ND-CP により、ベトナムにおける駐在員採用手続は大幅に簡素化されました。具体的には、従来の労働許可取得に関する 2 段階手続（①外国人労働者雇用需要の承認、②労働許可申請）が廃止され、1 段階の手続に統合されました。これにより、行政手続の負担が軽減され、外国人従業員の雇用が容易になります。雇用主にとっては、採用スケジュールの計画がより確実となり、コンプライアンスコストの低減につながります。また、効率的な法的メカニズムを通じて、外国人専門人材の誘致・確保を図る国家の方針を反映しています。新規則では、雇用主は外国人従業員のベトナム勤務開始予定日の 10 日前から 60 日前までの期間内に、必要書類をオンラインまたは郵送で提出することが求められます。

## 12.3. 労働許可免除の対象

外国人従業員は、以下の場合に労働許可（Work Permit）の取得が免除されます（例外事項）：

1. 出資額が 30 億 VND 以上の有限責任会社（LLC）の所有者または資本参加者として従事する場合
2. 出資額が 30 億 VND 以上の株式会社の取締役会長または取締役として従事する場合
3. 駐在事務所長、プロジェクト責任者、または国際機関や外国 NGO のベトナムにおける業務責任者として従事する場合
4. サービス提供のため、ベトナムに 3 か月未満滞在する場合
5. 生産・事業に影響を与える、または与えるおそれのある事故・技術的・科学的複雑な状況に対応するため、かつベトナム国内の専門家や既に在ベトナムの外国専門家では対応困難な場合、3 か月未満滞在する場合
6. 弁護士法に基づき、ベトナムで弁護士資格を取得して活動する外国弁護士
7. ベトナムが加盟する国際条約に基づく場合
8. 外国人がベトナム人と結婚し、ベトナム国内に居住する場合
9. デジタル技術産業における高付加価値人材（法定定義に基づく）
10. その他、政府が定める場合

上記の例外に加え、政府は以下のケースについても外国人従業員の労働許可を免除しています：

1. ODA（政府開発援助）を活用したプログラムまたはプロジェクトの研究、立案、評価、監視、管理、実施に従事するため、専門的・技術的コンサルティングサービスやその他関連業務を行う場合（ベトナム及び外国の権限ある機関による国際条約に基づく）
2. 外務省（MOFA）が確認したジャーナリストとして報道活動に従事する場合
3. 外国の権限ある機関・組織により、外交使節団、政府間機関、または国際条約に基づき設立された教育機関の管理職・役員・教員としてベトナムで勤務する場合
4. 給与を受けず、ベトナムが加盟する国際条約の履行を目的としたボランティアとして活動し、外交使節団または国際機関によりボランティアとして認定されている場合
5. 以下の条件を満たす専門家・管理職・技術者として従事する場合

- 1年間で90日未満の就労
  - 外国企業内での内部異動で、WTO サービス分野リストに基づきベトナムに商業拠点を有し、かつ異動前12か月以上継続勤務している場合
6. 中央または地方機関・組織による国際協定の履行のためにベトナムで従事する場合
  7. 海外で学ぶ学生で、ベトナムの機関・組織・企業における実習契約がある場合、またはベトナム船舶での研修・実習生
  8. 在ベトナム外国代表機関の構成員の家族で、国際条約に基づき就労が認められる場合
  9. 国家機関、政治団体、社会政治組織に勤務するサービスパスポート所持者
  10. ベトナムにおける商業拠点の設立担当者
  11. 教育・訓練省認定で、以下の目的でベトナムに来る外国人従業員
    - 国際教育プログラムの教育、研究、移転
    - 外国外交使節団・政府間機関の要請により設立された教育機関で、管理職・役員・校長・副校長として従事
  12. 各省庁、官庁、または省人民委員会により認定され、財務、科学、技術、イノベーション、国家デジタル変革、優先的社会経済開発分野で従事する者

#### 12.4. 労働許可の証明および有効期間

現行法に基づき、外国人従業員（駐在員）がベトナムで就労する場合、原則として労働許可の取得が義務付けられています。ただし、法令で定める特定の場合には、労働許可の取得が免除されます。免除対象に該当する場合は、労働許可免除証明書の取得が必要です。なお、法令上、この証明書の取得が不要とされる特別なケースも規定されています。免除対象に該当しない場合には、ベトナムでの就労にあたり労働許可を取得しなければなりません。労働許可または労働許可免除証明書の有効期間は、最大で2年間とされています。

#### 12.5. 外国人の社会保険制度（2025年改正）

2025年7月1日以降、ベトナムで就労する外国人従業員は、雇用主と12か月以上の有期労働契約を締結して勤務する場合、社会保険への加入が義務付けられます。ただし、以下の場合は適用除外となります：

- ベトナム国内での外国人従業員に関する法令に基づく、企業内の人事異動（内部転籍）
- 労働契約締結時点で、労働法に定める定年年齢に達している場合
- ベトナムが加盟する国際条約により別途定められている場合

これらの重要な法改正を踏まえ、ベトナムで外国人従業員を正式に雇用する際には、事前に法的助言を受けることが不可欠です。これにより、適用される法規制を遵守し、外国人従業員の法的権利・利益を適切に保護することが可能となります。

## 13. 外為管理制度

ベトナム国内においては、現行の外国為替管理条例により、居住者および非居住者による全ての取引、支払い、上場、広告、見積もり、価格設定、契約書・協定書への価格記載、その他の行為は、原則としてベトナムドン（VND）で行うことが義務付けられています。ただし、ベトナム国立銀行（State Bank of Vietnam）が許可する場合（以下「許可対象ケース」）はこの限りではありません。外国通貨の使用が必要であり、かつ許可対象ケースに該当しない場合には、組織は外国通貨使用の承認を得るために、ベトナム国立銀行へ申請書類を提出する必要があります。

### 13.1. 直接投資資本口座（DICA）の取扱い

ベトナム法では、外国直接投資に伴う投資資本の流入・流出について、包括的なルールが定められています。上記第 10.1 節で触れた外国投資企業（FIE）および**事業協力契約（Business Cooperation Contract, BCC）**に参加する外国投資家は、ベトナム国内の認可銀行で、外貨またはベトナムドン（VND）の「**直接投資資本口座（Direct Investment Capital Account, DICA）**」を開設する必要があります。資本の拠出、元本の送金、利益やその他合法的な収益の送金は、すべて DICA を通じて行う必要があります。ベトナムで得た合法的な収益は、再投資することも、海外に送金することも可能です。もし収益が VND であり、海外送金を希望する場合は、認可を受けた金融機関で外国通貨を購入して送金できます。実務上、DICA を通さずに資本拠出や利益送金を行うと、規制違反となり、将来の資本や利益の送金に制限がかかる可能性があります。

### 13.2. 間接投資資本口座（IICA）の取扱い

ベトナム法は、外国直接投資（FDI）と外国間接投資を明確に区別しています。直接投資は企業設立や経営への直接参加を伴う投資を指す一方で、外国間接投資は、投資家が企業の経営権を持たずに行う投資活動を指します。

**間接投資資本口座（Indirect Investment Capital Account, IICA）**の開設および使用は、以下の間接投資形態において必要です：

- ベトナム証券市場における証券の売買およびその他の有価証券の売買
- 上場していない企業で、DICA の開設対象とならない企業への資本出資および株式・持分の購入
- 法令に基づき委託投資を行う権限を有するファンド運用会社およびその他組織を通じた VND による委託投資
- 証券法に基づくその他の種類の証券の売買

非居住者である外国投資家は、ベトナムで間接投資活動を行うため、VND で間接投資口座を開設する必要があります。

# RBA

外国通貨による間接投資資本は、この口座を通じて投資を行うために VND に換算する必要があります。ベトナムにおける間接投資活動から得た非居住者外国投資家の合法的収益は、再投資に使用することも、認可された信用機関で外国通貨を購入して海外に送金することも可能です。

外国投資家がベトナム法に基づき国家に対するすべての財務義務を履行した場合、法律により以下の資産を海外に送金することが認められます：

- 投資した資本
- 投資清算による収益
- 投資活動から得られた収入
- 投資家が合法的に所有するその他の資金および資産



RBA Group は、アジアで法務・会計・税務をワンストップで提供するビジネスコンサルティング事務所です。企業のビジネス構造の設計から、現地法令・規制への完全な対応まで、すべてサポート致します。

シンガポール、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、タイ、香港の 5 拠点に拠点を持つ当グループは、経験豊富な税務・会計・法務の専門家チームが、複雑なアジア太平洋地域のビジネス環境で、安心して事業を進められる体制をご提供します。

RBA Group は、皆様の企業の成長を支える「信頼できるパートナー」を目指しております。

# RBA

SINGAPORE • HONG KONG • THAILAND • VIETNAM

**SINGAPORE:**

31 Boon Tat Street #02 – 00, Singapore 069625

**HONG KONG:**

Unit 1303, 13/F., Hollywood Centre, 233 Hollywood Road, Sheung Wan

**THAILAND:**

27th Floor, Bangkok City Tower, 179 South Sathon Rd, Sathon, Bangkok 10120

**VIETNAM:**

8th Floor, TMS Building, 172 Hai Ba Trung, Tan Dinh Ward, Ho Chi Minh City

15th Floor, Coninco Building, 04 Ton That Tung Street, Kim Lien Ward, Hanoi

Legal & Company Administration | Business Advisory | Fund Services |  
Accounting & Payroll | Tax | Immigration & Employment

